

物件調書【土地】

財産の名称	旧東伯町民住宅			
所在地	琴浦町大字八橋字井手領355番地2			
面積	公簿面積 193.59㎡	地目	宅地	
形状	不整形地	間口	約12.5m	
		奥行	約15m	
接面道路の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・接面街路との関係：おおむね等高 ・東側 幅員約5mの県同倉吉東伯線に接面 			
位置及び環境	<ul style="list-style-type: none"> ・JR山陰本線「八橋駅」の北東方道路距離で約900m ・最寄りの商業施設へ道路距離で約300m ・八橋小学校へ道路距離で約1km、東伯中学校へ道路距離で約1.8km 			
法令等による制限	非線引都市計画区域（用途指定無し、建ぺい率70%、容積率400%）、防火指定なし			
供給処理施設の状況	電気	有	ガス	LPガス ※都市ガス未整備
	上水道	接続済み	下水道	接続済み
	※引込等に伴う工事や各手数料・負担金は購入者負担です。			
沿革	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和52年7月25日 建物建築 ・平成3年4月30日 旧東伯町が取得 			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・埋葬文化財、地下埋葬物存在の端緒及び土壌汚染の端緒は認められない。 			

物件調書【建物】

財産の名称	旧東伯町民住宅		
所在地	琴浦町大字八橋字井手領355番地2		
種別	事務所兼居宅	建築年月日	昭和52年7月25日
		経過年数	約46年
(建築面積) 延床面積	事務所兼居宅	1階：70.79㎡ 2階：13.76㎡ 延：84.55㎡	
	車庫	12.42㎡	
	物置	3.25㎡	
構造	事務所兼居宅	木造ストレート・亜鉛メッキ鋼板葺2階建	
	車庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	
	物置	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	
耐震性	・新耐震基準適用（昭和56年6月）以前の建物である。		
アスベスト	・令和4年9月に実地した簡易調査による結果では、事務所兼居宅にアスベストが含まれている事が判明している。 ・専門機関によるアスベスト調査は実施していない。		
その他	・平成3年4月30日に旧東伯町が取得 ・建物は保守状況が悪く、便所・浴室・台所は劣化が著しい。 ・ツタの侵入もあり、2階の天井には雨水が染みこんだとみられるシミも確認できる。 ・外壁の鉄板の腐食も進行している。		

位置図



現況写真

(外観・家屋周辺)





1階 事務所



1階 和室



廊下



台所



浴室



便所



2階 和室



表題部 (土地の表示)		調製	平成10年10月7日	不動産番号	2701000494394
地図番号	B43-3. 43-4	筆界特定	余白		
所在	東伯郡東伯町大字八橋字井手領			余白	
	東伯郡琴浦町大字八橋字井手領			平成16年9月1日行政区画変更 平成16年9月14日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
355番2	宅地	196.52		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月7日	
余白	余白	193.59		③錯誤 国土調査による成果 〔平成12年5月24日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成3年5月9日 第2458号	原因 平成3年4月30日売買 所有者 東伯郡東伯町 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月7日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和4年9月1日
鳥取地方務局倉吉支局

登記官

並河昌廣



表題部 (主である建物の表示)		調製	平成10年10月7日	不動産番号	2701000507662	
所在図番号	余白					
所在	東伯郡東伯町大字八橋字井手領 355番地2			余白		
	東伯郡琴浦町大字八橋字井手領 355番地2			平成16年9月1日行政区画変更 平成16年9月15日登記		
家屋番号	355番2			余白		
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕		
事務所・居宅	木造スレート・亜鉛メッキ鋼板葺2階建	1階	70.79	2階	13.76	昭和52年7月25日新築
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月7日		
表題部 (附属建物の表示)						
符号	①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
1	車庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	12.42		余白	
2	物置	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	3.25		余白	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成3年5月9日 第2467号	原因 平成3年4月30日売買 所有者 東伯郡東伯町 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月7日



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

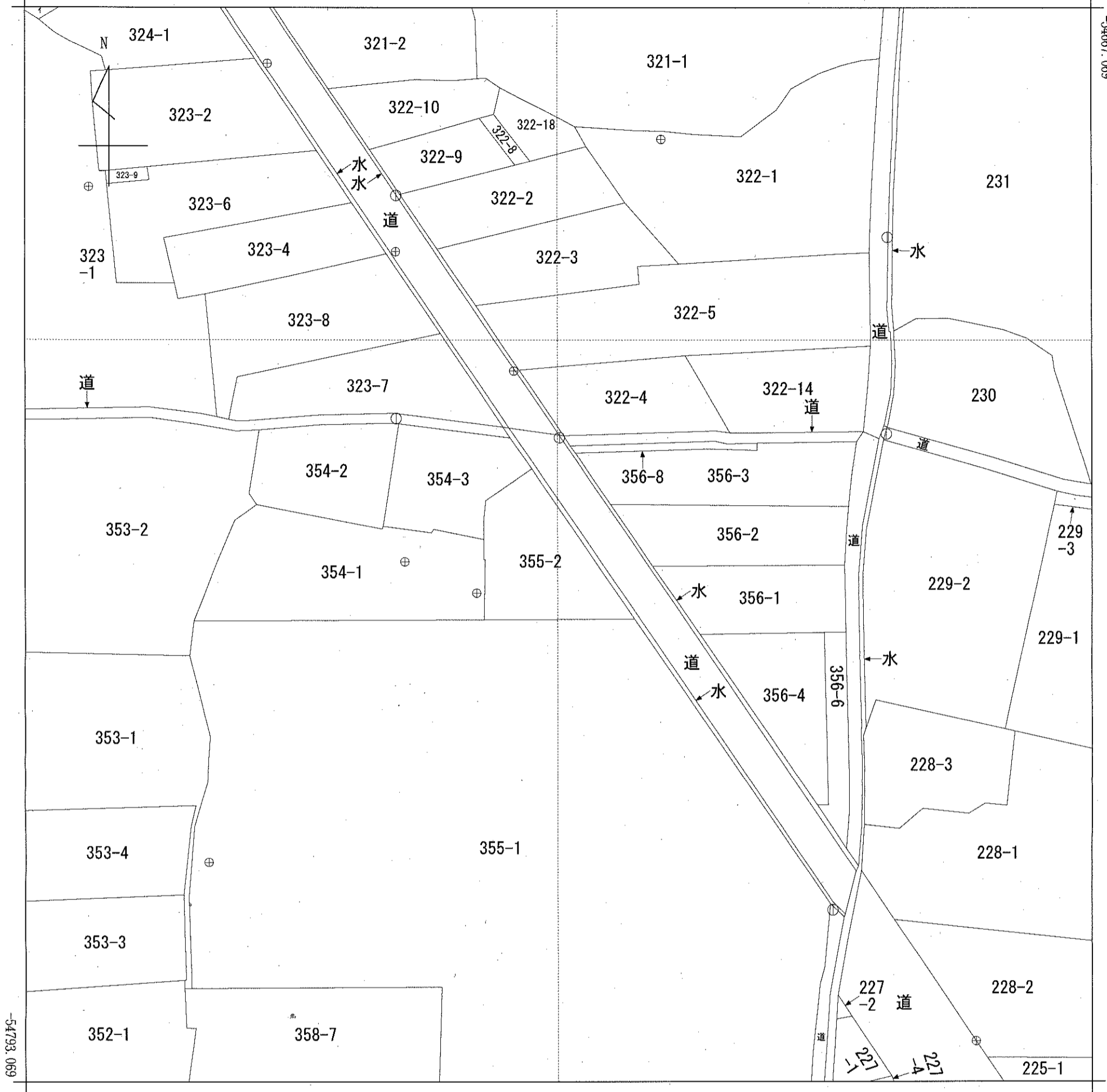
令和4年9月1日
鳥取地方法務局倉吉支局

登記官

並河昌廣



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



-59308.577 (座標値種別：図上測定)

地番区域見出
大字八橋

請求部	所在	東伯郡琴浦町大字八橋字井手領				地番	355番2			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	V	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

登記年月日：昭和52年9月19日

754664

建築物階平面図

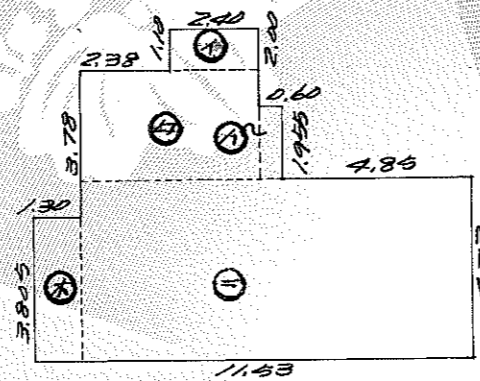
昭和52年9月19日登記

家屋番号 355-2

建物の所在 東伯郡東伯町大字八橋序井4領 355-2

東伯郡琴浦町

1階
事務所
居宅

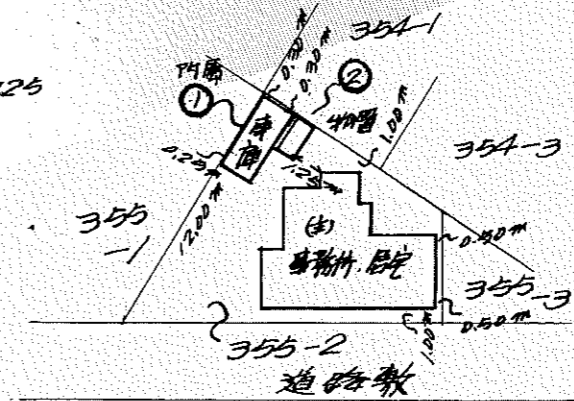


1	2.90 x 1.10	2.64
2	4.78 x 2.855	13.6469
3	0.60 x 1.955	1.173
4	10.23 x 4.73	48.3879
5	1.30 x 3.805	4.9465
		70.7943
1階		70.79 m ²

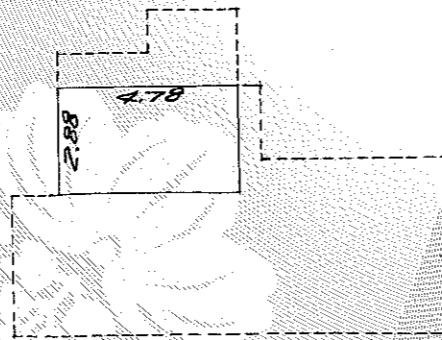


4.97 x 2.50 = 12.425

12.42 m²



2階



2.50 x 1.30 = 3.25 m²

4.78 x 2.50 = 11.95 m²

2階 11.95 m²

縮尺 1/200 1/500

(鳥取県土地家屋調査士会用紙)

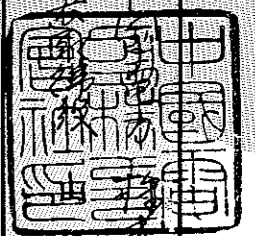
昭和52年9月19日
作製者 原井芳弘

土地家屋調査士

東伯郡東伯町大字八橋序井4領番地巻
原井芳弘

申請人

中野建設株式会社
根寛作



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和4年9月1日 鳥取地方務局倉吉支局

登記官

並河昌廣

